

令和6年度 筑豊地区中学校総合体育大会 相撲大会 要項

主催 筑豊地区中学校体育連盟
田川地区各市町村教育委員会
主管 田川地区中学校体育連盟

1 期 日 令和6年7月22日(月) 開 場 8時30分
受 付 9時00分
開 会 式 9時30分
競技開始 9時45分

2 会 場 川崎町民運動公園内相撲場(川崎町大字川崎1338) TEL0947-73-3899

3 参加資格

- (1) 筑豊地区中学校総合体育大会開催基準及び『特別規定』による。
- (2) 中学校における引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。コーチについては、出場校の教育職員(部活動指導員含む)とする。ただし、教育職員(部活動指導員含む)以外のコーチは、学校長が認め、筑豊地区中体連に登録し承認を受けた者とする。地域クラブ活動における引率・コーチは、県中体連に登録し、承認を受けた責任ある代表者・指導者とする。

4 参加制限

団体戦・個人戦ともにオープン参加とする。

5 表 彰

団体戦は3位まで、個人戦(1年生の部・2年の部・共通の部)は1位のみを表彰する。

6 県大会出場資格

団体戦は筑豊大会に出場した団体のオープン参加とし、個人戦は各部(1年生の部・2年の部・共通の部)5位までが、7月31日(月)に築上町相撲場にて行われる県総合体育大会への出場資格を得る。なお、県大会出場資格を得たチーム及び個人は、県大会に参加する義務を負う。

※万一、競技未実施となった場合、筑豊大会にエントリーした学校のみ、県総合大会への出場資格を得る。個人戦においては県大会への出場はできない。

7 申し込み

令和6年6月21日(金)17:00までに、香春思永館 中野まで申し込むこと。(FAX可)

8 各地区専門部長

地区	氏 名	学校名	学 校 住 所	TEL	FAX	顧問
田川	中野 浩平	香春思永館	〒822-1403 田川郡香春町大字高野1431	0947-32-5000	0947-32-5002	○
直鞍	☆					
遠中	池主 経行	遠賀相撲教室	〒811-4312 遠賀郡遠賀町浅木1丁目7-3	093-293-3342	093-293-3342	
嘉飯	田上 高生	飯塚第一	〒820-0004 飯塚市新立岩16-18	0948-22-0553	0948-22-0704	

9 競技方法

(1) 団体戦

① 1校1チーム，選手3名，交代選手2名，監督1名とする。

※チームの選手が2名の場合は，先鋒・大将とする。

② 団体戦は，エントリー数に関わらずトーナメントとする。

(2) 個人戦 1年，2年，共通の部 各学校で各部3名

① 個人戦は，一年生の部，二年生の部，共通の部で行う。

※ 5，6位決定戦まで行う。

10 競技規定

(1) 本大会は，日本相撲連盟審判規定，及び中体連相撲専門部の申し合わせ事項により行う。

(2) 土俵の直径は，15尺（455cm）とする。

(3) 立ち会いは，主審の矢声（掛け声）で立つこと。主審の矢声（掛け声）は以下の通りである。

「構えて 両手を同時について 引きますよ はっきよい」

(4) 立ち合いがあっていない場合は，審判長，もしくは副審による異議申し立てができる。その他は認めない。

(5) 勝負は，審判長に一任する。

(6) 異議申し立ては，審判長・副審のみとする。一度勝ち名乗りをあげて決定した判定後は，一切の異議申し立てを認めない。

(7) 協議は，審判長・主審・副審で行う。

(8) 選手は，学校のゼッケンをつける。また，東の選手は赤片布をつける。

(9) 禁じ手の場合は，一度審判長・主審により「注意」をし，再度行った場合は敗者とする。

《 禁 じ 手 》

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| ① 髪をつかむ | ② 喉笛をつかむ | ③ 親指をあごに入れる |
| ④ 筋肉をつかむ | ⑤ 拳でつく | ⑥ 指を握って逆を取る |
| ⑦ 真っ向から蹴る | ⑧ 前後の帯をつかむ | |

《約束の禁じ手》

- | | | |
|----------------|----------|------|
| ① 張り手 | ② 首をかかえる | ③ 合掌 |
| ④ その他危険と見なされる技 | | |

11 申し合わせ事項

(1) 筑豊地区最高の大会であることを認識し，校長または地域クラブ活動においては代表者の責任の下に大会参加生徒のマナーについては，指導の徹底を図る。安全マナーチェックを競技開始前（開会式）に実施する。

(2) 審判員については，すべての教職員の委嘱されたものに限る。

12 参加料

登録選手一人につき300円とする。大会当日の受付時に大会参加料申請書と共に徴収する。

13 その他

(1) AEDは川崎町民運動公園（川崎町B&G海洋センター）に設置している。